

包括外部監査結果報告書の要旨

令和3年度札幌市包括外部監査人
公認会計士 浅利 昌克

1 選定した特定の事件（監査テーマ）と選定理由

（1）選定した特定の事件（監査テーマ）

消防事業に関する財務事務の執行

（2）特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

北海道の西部に広がる石狩平野の南西部に位置する札幌市は、市制施行時は12万人余りであったが、この100年の間に、190万人を超える人口を擁する大都市に成長し、行政、経済、文化などのあらゆる分野で日本における北の中核都市としての役割を果たしている。また、年々都市化が進展し、都市部における中高層建造物の増加や地下施設等の拡大、周辺部においては団地、住宅地などの整備が進むなど、都市の様相は日ごとに変化している状況にある。

市の令和3年度予算における消防費は、5,150百万円で、一般会計1兆1,140億円となっている。一般会計のわずか0.46%であり、大規模なものではない。しかしながら、近年多発している大規模災害時の消防活動の重要性から、札幌市包括外部監査において、消防局を初めて監査テーマとして取り上げることとした。

2 監査の概要

（1）監査対象部局及び監査対象期間

監査対象部局は、札幌市消防局及び公益財団法人札幌市防災協会である。監査対象期間は、原則として令和2年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

（2）監査の要点

- ア．消防体制が市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- イ．施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- ウ．消防事業の財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- エ．消防事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われて

いるか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。

オ. 消防事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。

カ. 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。

3 監査従事者

(1) 包括外部監査人

浅利 昌克（公認会計士）

(2) 監査人補助者

石若 保志（公認会計士）、天羽 浩（公認会計士）、佐々木 大祐（公認会計士）、石井 俊春（弁護士）、千崎 史晴（弁護士）

4 報告書の構成と記載内容

タイトル（項目）	主な内容
1 外部監査の概要	テーマ選定理由、監査の実施概要、利害関係の有無、報告書表記上の注意点等を記載した。
2 消防制度について	札幌市の消防事業の概要、現在の組織体制、施設、財務状況について記載した。
3 監査の結果及び意見	以下1～10に掲げる観点から監査を行い、その結果をまとめた。
1. 消防事業における一般的な経営課題	限られた資源の中で、持続可能な消防体制を確保するうえでの経営課題（ヒト・モノ・カネの課題）に対する札幌市の取組を検証し、意見を記載した。
2. 中期実施計画に係る監査の結果及び意見	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019のもとで執行されている事業の取組状況を分析し、意見を記載した。
3. 財産管理に係る監査の結果及び意見	公有財産及び物品の管理状況について、各種台帳と一部現物を確認した結果を検証し、監査結果及び意見を記載した。

4. 消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見	消防事業全般に亘る契約についてサンプル抽出し、契約金額の相当性及び契約事務の適法性等を検証し、監査結果及び意見を記載した。
5. 市消防局総務部に係る監査の結果及び意見	市消防局総務部の所管する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
6. 市消防局警防部に係る監査の結果及び意見	市消防局警防部の所管する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、意見を記載した。
7. 市消防局予防部に係る監査の結果及び意見	市消防局予防部の所管する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
8. 市消防署に係る監査の結果及び意見	市消防署の所管する事務の執行について、合規性、効率性等の観点から検証し、監査結果及び意見を記載した。
9. 消防団に係る監査の結果及び意見	消防団の体制や活動交付金の支給の合規性、効率性等について検証し、意見を記載した。
10. 公益財団法人札幌市防災協会について	協会の財政状況や運営計画について、合規性、効率性等の観点から検証し、意見を記載した。

5 監査の結果（指摘）及び意見

（1）監査結果（指摘）及び意見について

監査の結果（指摘）は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、札幌市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果（指摘）としている事項もある。

他方、意見は、結果(指摘)には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

(2) 項目別指摘及び意見の件数

内 訳	指摘	意見	計
消防事業における一般的な経営課題		7	7
中期実施計画に係る監査の結果及び意見		2	2
財産管理に係る監査の結果及び意見	6	13	19
消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見	5	6	11
市消防局総務部に係る監査の結果及び意見	1	3	4
市消防局警防部に係る監査の結果及び意見		5	5
市消防局予防部に係る監査の結果及び意見	2	2	4
市消防署に係る監査の結果及び意見	1	4	5
消防団に係る監査の結果及び意見		3	3
公益財団法人札幌市防災協会について		1	1
計	15	46	61

(3) 主な指摘事項

指摘事項の主なものは以下のとおりである。

ア. 分割発注が窺われる「物品購入等依頼書」の作成(報告書 P154～P155)

各署において物品購入の必要が生じた場合、各署が個々に購入するのではなく、すべて各署課長から局宛てに「物品購入等依頼書」を提出し、局において定期・不定期にこれを取りまとめ、決裁の上購入し、購入物品が納入されている。

この事務手続きにおいて、分割発注（購入金額が、特定者との随意契約が可能な10万円以下となるよう発注を意図的に分割すること）の結果をもたらすような複数の「物品購入等依頼書」の存在が認められた。

このような事務手続きは、局における適正な契約事務処理を妨げるものであって、「物品購入等依頼書」の作成及び提出につき改善するべきである。

イ. 指名業者選定にあたっての確認不足(報告書 P156～P157)

市は、令和2年4月1日から1年間の局庁舎等びん缶ペットボトル収集運搬業務の委託契約の締結にあたり、随意契約（見積合せ）の方法で契約をしている。

その際、被指名業者選考基準については、「札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登録し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する

法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」で、びん・缶・ペットボトルの回収が可能な者が下記の2者のみであるため、全者を指名選考する」とし、2者に対し指名通知書を送付している。

しかし、実際には、市ホームページ上にも掲載がされているとおり、当該選考基準に該当するのは2者ではなく4者であった。

市は、本監査の前にすでに事実関係を確認し、令和3年度に関する入札においては一般競争入札で実施しているとの回答を得ているが、毎年、対象者の選定には留意すべきである。

ウ. 文書の作成及び発送事務の遅延（報告書 P183～P184）

（ア）警告書の作成及び発送事務の遅延

消防署における、法令に違反する物件等の所有者への警告書の作成及び発送事務に関し、警告書の作成日と発送日に数日の乖離がある事例が確認された。

警告書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、上記事務手続きは、このルールに反するものと認められる。

この点、市からは、物件の管理会社からの要望で、所有者（＝権原者等：法令違反の予防若しくは是正又は火災危険等の予防若しくは排除について権原を有する者及び火災の予防に危険であると認められる行為を行う者（札幌市消防局査察規程第2条第2項（7））への経緯説明を行うまで、発送を待つて欲しいとの依頼があったためとの説明がなされた。

しかし、警告書の発送に至る過程においては、行政指導たる是正指導を繰り返し行ってきた経緯があるのであって、それにも従わずにいる権原者等への警告書の速やかな発送事務を、管理会社の要望をもって留保すること自体、何ら合理性は認められない。

迅速かつ適正な警告を行うため、被警告者の都合に意を払うことなく、警告をすべき時期に速やかに決裁をとり、直ちに警告書を発する事務手続きを励行するべきである。

（イ）命令書の作成及び発送事務の遅延について

命令書の作成及び発送事務に関し、命令書の作成日及び決裁日と、実際の発送日に乖離がある事例が見られた。

命令書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、上記事務手続きは、このルールに反するものと認められる。

前項（警告書の発送遅延の指摘）と同様、迅速かつ適正な命令書の

発送のため、決裁日における発送を励行されるべきである。

(4) 主な意見事項

意見事項の主なものは以下のとおりである。

ア. 消防署等への女性専用設備の整備。女性用の被服・装備品の導入（報告書 P74）

女性消防吏員が交替勤務職場で勤務するにあたり、既存施設の改修や新築の消防庁舎に女性専用スペース（仮眠室、更衣室、洗面所など）を設けるなどしているが、設備の更新等に伴う環境整備はまだまだ進んでいない。全ての消防署及び出張所に女性専用スペースを設けるとなると、相当の期間を要することと思われるが、計画的に推進することが望まれる。

また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めることが望まれる。

イ. 査察簿の廃棄について（報告書 P184～P185）

査察簿は、査察調査を行った対象物ごとに作成し、経過等を管理している。立入検査時における行政指導や行政処分は、対象物ごとに判断することを基本としており、その後の上位措置である査察対応においても、対象物ごとの判断がなされている。それゆえ、当該対象物が解体された場合には、査察簿は、札幌市消防局査察事務処理要綱第 13 条第 1 項に沿って廃棄する運用となっている。

しかし、多くの対象物は所有者や責任者が指導等に従わず、違法状態を改善しないという人的要因が介在しているはずである。

同一の所有者が、複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があるとか、あるいは過去の解体済の対象物で違反していた事実があるとか、人を基準とした観点を加味することも必要ではないかと思われる。

対象物の所有者が他の物件でも違反行為あるいは指導を受けているか、過去に違反履歴が無いか、その違反内容の程度についても考慮し、最終的に査察簿を廃棄するかを判断されるべきである。

ウ. 出動回数の少ない消防団員への休団制度の検討及び消防局が主体となったコミュニケーション機会の創出（報告書 P198）

消防団員の成り手が不足している中ではあるが、年間の活動実績のない団員（階級は全て団員と仮定する）に支払われた年額報酬は概算で令

和元年度 2,130 千円、令和 2 年度 5,290 千円である。これら報酬は公金であり、活動実績がない団員は、本人の継続の意思等を確認しながらも、複数年活動のない団員については最終的には退団を促す必要があると思われる。また、市では休団制度がないが、仕事が忙しいので活動できないなどの事情があるのであれば、一旦休団してもらい、活動できる時点で復帰してもらうことも検討の余地があるのではないかとと思われる。

団長を通じた出動の働きかけを行うだけでなく、局が主体となって出動回数の少ない団員との間で出動の働きかけだけでなく、消防団の環境・雰囲気等を汲み取るようなコミュニケーションの機会を積極的につくるべきである。

(5) 指摘及び意見事項一覧(要旨)

事項	内容	ページ数	指摘/意見
1. 消防事業における一般的な経営課題			
消防署等への女性専用設備の整備と女性用の被服・装備品の導入	<p>女性消防吏員が交替勤務職場で勤務するにあたり、既存施設の改修や新築の消防庁舎に女性専用スペース(仮眠室、更衣室、洗面所など)を設けるなどしているが、設備の更新等に伴う環境整備はまだまだ進んでいない。全ての消防署及び出張所に女性専用スペースを設けるとなると、相当の期間を要することと思われるが、計画的に推進することが望まれる。</p> <p>また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めることが望まれる。</p>	74	意見
研修受講や事例検討でのハラスメント防止の徹底	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和 2 年度はハラスメント防止に関する集合研修を実施せず、啓発用の DVD を各消防署に回覧する方法で研修を行ったところである。</p> <p>この DVD については、感染予防のため少人数か個人での視聴をアナウンスしたところであるが、消防署一箇所あたり 10 日間の回覧期間が設定されているため、全職員が視聴することは困難であると考えられる。</p> <p>啓発用の DVD 回覧の日数を増やすか、回覧する DVD の数を増やすなどして全職員に研修受講を徹底し、さらに少人数での事例検討などのグループミーティングを通してハラスメント防止を徹底すべきであると考えられる。</p> <p>また、今後も全職員にハラスメント防止と、そのために必要な研修の定期的な実施を徹底する必要がある。</p>	75	意見
SNS を通じた救急安心センターさっぽろ等の認知向上	<p>救急車の適正利用のためには、まず救急車を呼ぶ段階で救急車が必要か必要でないかを判断するための相談窓口である「救急安心センターさっぽろ」の利用促進が重要である。</p> <p>「WEB 7119」(救急安心センターさっぽろの WEB 版)も開設され、緊急度自己判定(セルフトライアージ)もホームページからアクセスできるようになっている。これらも含め「救急安心センターさっぽろ」のさらなる認知を高めるよう YouTube、ツイッター、LINE など主に SNS を通じて特に若年層への認知を高めるべきである。</p>	82	意見
若年層・家族等	テレビ CM やインターネットを通じて、消防団の紹介等を放	93	意見

<p>の消防団への理解促進及びオンライン加入申込、機能別団員、休団等の制度整備</p>	<p>送することにより、若年層、家族等に対し消防団の認知度を高め、消防団の必要性、重要性についての理解を深め、入団や、活動への参加を促す必要がある。</p> <p>また、消防団がどのようなことをするのかを実際に体験するイベントは重要であり、オンラインでの加入申請等による入団手続きの簡素化も効果的である。</p> <p>さらに、特定の活動にのみ参加する機能別団員制度や、休団制度等、活動しやすい環境の整備も検討すべきである。</p>		
<p>音楽隊の動画配信も事業評価項目とすることの検討</p>	<p>現在の事業評価のポイントは以下の3つとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽隊派遣回数 ・音楽隊行事観客数 ・ニューイヤークンサートアンケート一火災予防等に関心が高まった割合 <p>現在、局ではYouTubeなど動画配信をしている。音楽隊の広報活動についてもこちらを積極的に活用し、そのアクセス数も考慮に入れるべきと思われる。</p>	99	意見
<p>ネーミングライツを利用した収入の確保</p>	<p>名古屋市消防音楽隊は、平成28年4月からポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社とネーミングライツ契約を締結し、「ポッカレモン消防音楽隊」の愛称で活動している。</p> <p>市においても、音楽隊の活動により令和元年度は、広告料として年間約50万円を収入として計上している。名古屋市消防音楽隊とは規模的にも違いがあるが、活動の範囲の拡大あるいはさらに収入を得られる可能性もあり、それらを検討すべきである。</p>	100	意見
<p>音楽隊の目的と手段の常時再検討及び長期的な事業計画の検討</p>	<p>音楽隊の初期の目的は「市民と消防との融和をはかり、防火・防災活動の広報にあたること」であったが、各地方公共団体の財政上の事情やその時代の環境などにより目的や手段が変わってもおかしくない。</p> <p>市も同様であり、音楽隊の目的とそれを達成するための手段については、常時再検討をする必要があると思われる。また同様に、市として音楽隊の長期的な事業計画を検討する必要もあると思われる。</p>	101	意見
<p>2. 中期実施計画に係る監査の結果及び意見</p>			
<p>救急車の数、救急隊1隊当たりの人口の改善</p>	<p>現場視察等を通じて救急隊の効率的な運用がなされている心証は得られており、また局内の管理指標である「出勤から（救急車の）現地到着までの時間」も6分台を維持していることから、他政令市との比較では上位にあるとの説明も受けた。</p> <p>一方で、救急活動は局の中で最も重要な事業の一つである事を考えると、救急隊の数が市民人口との割合で他政令市に劣っている点、国の指針における基準数を下回っている点は速やかに改善すべきものと考ええる。</p>	121	意見
<p>消防ヘリ2機体制への復旧の検討</p>	<p>令和元年10月に台風被害により市保有ヘリが除却となつてから、2年以上経過している。その間代替機レンタルにより対応してきたが、下記の運用上の問題点があり、また新機体導入に伴う普通交付税措置等による市財政への収支改善効果もあることから、ヘリコプター2機体制の復旧について可及的速やかに検討すべきと考える。</p> <p>（運用上の問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達したい時期に代替機を借用できるとは限らない。 ・運航機に突発的な不具合が生じた場合には緊急的に代替機を調達できない。 ・代替機は老朽化した機体が多く、故障や不具合が多発している。 	121	意見

	<ul style="list-style-type: none"> ・代替機は消防ヘリに必要な装備が搭載されていないケースがある。 ・代替機の借用費用は普通交付税措置の対象外。 		
3. 財産管理に係る監査の結果及び意見			
不備ある境界標の管理資料における記載内容の改善	<p>不備のある境界標の管理は、札幌市消防局財産管理事務処理要綱第6条第2項(3)の「境界標の確認、境界標埋設及び保護の必要性の有無」の「様式5の3」に項目追加した管理資料により行われている。同資料を閲覧したところ不備内容の対応策としては不十分な記載が散見された。</p> <p>また、「将来的に公園整備の可能性あり」と記録されたものが7件あったが、最も古いもので昭和62年度の不備事項として記述されており、「将来的に」の定義を再考する必要があると考えられる。</p>	129	意見
境界点確定以外の改善の必要がある土地台帳における改善計画、指示事項の不備の改善	<p>境界点確定以外の改善の必要がある土地については、様式5の2により要改善資産の状況が明記されている。</p> <p>様式5の2を閲覧した結果、フェンスの破損や通気管・標識の不備が多く見受けられたものの、これらの改善計画・指示事項欄のほとんどが「使用に支障なし」として継続的な経過観察扱いとされていた。その次に件数が多かった越境関連について、隣接する住宅等の一部が越境しているものが主な内容であるが、いずれも是正指導と念書等により個別に対応している。</p> <p>次に不法使用の状況にある防火水槽が4件あり、個人宅の庭としての利用やごみステーションとして利用されている状況である。これらの対応として、改善確約書の締結や是正指導を実施している。しかし、これらは昭和58年から平成9年までに対応したもので、現状改善状況が不明あるいは改善されていない状況である。</p> <p>防火水槽は、不法な使用により非常時に十分に活用できなくなると、災害被害を最小限に抑えることができなくなる可能性があり、不法使用は是正される必要がある。</p>	130	意見
使用貸借契約書の貸主の誤り	<p>私有地である神社の敷地内に防火水槽を設置するにあたり、使用貸借契約を締結するに際して、当該神社の氏子代表を貸主として契約書を作成した例が見られた。</p> <p>神社の敷地は通常宗教法人が所有権者となっているものと考えられ、氏子代表が貸主となるのは不適切であると考えられるし、神社の敷地所有関係の実態とも乖離していると考えられる。</p> <p>よって、宗教法人を貸主としてその代表者と使用貸借契約を締結すべきであり、その点は是正すべきである。</p>	130	指摘
公有財産除台帳への適切な記載	<p>公有財産除台帳は、公有財産の管理のための簿冊であり、その性質上当該財産の配置換えや処分等がなされた場合に適切に処分が実施されたことを記載する必要がある。</p> <p>しかし、当該簿冊では、廃棄処分などをして公有財産から廃除された財産について、廃除の年月日の記載がなされていなかったり、そもそも廃除されたことが明示されていなかったり、適切な記載がなされていない箇所が多々存在している。</p> <p>公有財産の廃除については、その理由や処分年月日などが適切に記載されていないと、後に公有財産の管理が適正であったかなどの検証ができなくなる恐れがある。</p> <p>したがって、廃除の年月日、廃除理由などは必ず記載をして、適切な管理をすべきである。</p>	131	指摘
防火水槽や資機材置場における代替地検討等に	<p>防火水槽や機材置場を私有地に設置するにあたり、多くのケースでは私有地の所有者の協力を得て使用貸借契約を締結して無償で土地を借り受けている。</p>	131	意見

<p>よる無償貸借の可能性の検討</p>	<p>ただし、少数ではあるが使用貸借ではなく賃貸借契約を締結して有償で土地を借り受け、防火水槽および資材置場等を設置している場合もある。</p> <p>当然、有償であっても消防水利の運用上防火水槽等を設置する必要があることは論を俟たないところであるが、資材置場については防火水槽とは異なり、必ずしも有償で当該場所に設置する必要性まではないと考えられ、公平性の観点から、可能な限り公園などの無償で使用できる公共施設や、無償で借りることができる代替地を検討すべきであると考ええる。</p>		
<p>適切な文書管理</p>	<p>防火水槽用地や分団用地についての貸借関係簿冊については、「賃貸借契約関係書」あるいは「公有財産使用貸借契約」と題する簿冊が存在するが、いずれも賃貸借契約と使用貸借契約が区別されることなく両方の契約関係の書面が綴られており、その表題と内容に乖離がある。</p> <p>賃貸借契約と使用貸借契約はそれぞれ別個の契約体系であり、有償か無償かで区別されるが、法定更新の有無等の相違があり、契約体系ごとに別個に簿冊を作成することで、当該用地の性質が整理でき、適切な管理が可能であると考ええる。</p>	132	意見
<p>各消防署における備品の出納状況の施設管理課による一元管理</p>	<p>備品の出納状況については、物品分任出納員を置く課毎に備品出納簿にて管理されるのみで、総務部施設管理課での一元管理は行われていない。物品の取得時は総務部施設管理課の確認を要するが、あくまで契約事務の適正を担保するための確認作業であり、物品の出納状況を管理するものではない。</p> <p>各署の備品出納簿に記録されている備品を表計算ソフトや資産管理ソフトで一元管理することは容易であるため、このような環境下では備品の出納を一元管理し、効率的な予算配分を図り、不要な資産取得を未然に防止できるような体制とすべきである。</p>	133	意見
<p>資産の区別が明瞭かつ容易となるような備品番号の付番</p>	<p>備品番号がいずれも「1」から開始されており、各課別に備品出納簿が作成されるため、同じ資産名称で同じ備品番号の資産が数多く存在する。</p> <p>備品番号とその他の情報を共に確認した場合は資産の特定は不可能ではないものの、同一室内に複数の課の資産が混在して配置されることもあり、資産の特定は困難な状況である。効果的かつ効率的な備品管理を可能とするべく、備品番号は桁数を増加させることで備品番号が重複しないような運用が望ましい。</p> <p>また、新たに取得した資産へ付与する備品番号について、過去除却した資産の資産番号を再度使用している備品出納簿が散見された。</p> <p>他の情報等から特定不可能ではないものの、重複のない固有の備品番号を使用することで、資産の区別が明瞭かつ容易になるため、常に新しい備品番号の付与が望ましい。</p>	134	意見
<p>容易に個別の資産特定ができるような備品出納簿への資産情報の記載</p>	<p>備品出納簿において、資産の一般名称のみが入力され、型式など本体を特定できるような情報の記載がない資産が散見された。</p> <p>個別の資産を特定できなければ、資産の異動があった場合に誤って目的とは別の資産を処分するなど、個々の資産管理を目的とする備品出納簿の目的が損なわれる可能性がある。備品出納簿には、個別の資産特定が容易にできるよう資産情報を記録する必要がある。</p>	134	意見
<p>備品の所在が明確となる仕組みの構築</p>	<p>備品出納簿上には、資産の利用場所・配置場所の記載欄がない。このため、どの資産がどこで保管されているかが備品出納簿から把握できず、資産の有無を効率的に確認できない。</p>	135	意見

	備品出納簿上の資産は移動可能な資産が数多く計上されており、適時に資産の利用や現物確認を可能とするため、物品の所在地が明らかになるような仕組の構築が必要である。		
使用できない備品の速やかな廃棄	備品出納簿には、昭和40年代の古い備品の存在が記録され、かつその使用者として備品使用簿に保管者の記載がなされているものが複数認められた。 しかし、当該備品は、物の存在自体は認められるものの、使用できない状態の機器や、今後使用予定のないものであることを確認した。そのような備品については、未だに管理をしていること自体問題であり、速やかに廃棄を進めるなどして、備品の適切な管理を励行されるべきである。	135	意見
自動車台帳の記載内容の不備	自動車台帳を閲覧した結果、型式・取得年月日などの空欄箇所が多く現物の特定が困難なものや、他の証憑と不整合なもの、明らかに過去の資産情報の更新がされていないものが散見された。 消防機能を担う組織として、主たる消火設備である車両設備の管理は極めて重要である。自動車台帳は各車両に備えられた消防機器や整備記録等が記録・管理される重要な管理資料であり、未然に事故を防止し常に完全な状態で消火活動に備えるためにも正しい運用が必要である。	136	指摘
AEDについての異なる水準での点検の集約	機械器具の点検は、札幌市消防機械器具管理規程第13条に基づき毎日実施され、結果記録用紙の「日常点検記録表(様式11)」には、点検実施者と確認者である隊長が押印している。 一方、自動体外式除細動器(以下、AEDとする。)は別の様式により毎日の点検が実施されていて、当該点検用紙には、点検内容の入力欄のみで点検実施者や確認者の記録欄が設けられていない。 同規程が点検の対象としている機械器具にはAEDも含まれているため、点検水準の一致及び効率性の観点から、「日常点検記録表(様式11)」にAEDの各点検内容を追加し、二重チェック体制での運用が望ましい。	137	意見
一時保管物品の管理換えの必要性	消防学校の倉庫に各消防団が所有する発電機が複数台備え置かれていた。通常の備品の廃棄・処分と異なり、売却価値があるため、一か所に集約した上で売却することを予定し一時的に保管しているとのことだが、対象資産に関して消防学校での受け払い管理は行われていない。 札幌市会計規則第125条が想定する「管理換え」は余剰物品や不用品等が別の部課で利用可能な場合に移転されることを想定していると考えられ、本件のような処分品の一時保管は想定していないと考えられるが、施錠管理された倉庫内で保管している以上、消防学校の管理下で管理されていることは明確であり、資産所有に関する責任を明確化するために、売却までの一時保管であっても受払管理を行う必要がある。	141	指摘
消防局と消防団における同一機材の点検項目の統一	局と消防団の日常点検の各確認項目に差異があった。消防団は非常勤で組織され、扱う機器も局とは異なるため、局側でのみ確認する事項が多いことは想定されるが、消防団側のみの確認項目となっているものがあった。局と消防団は一体となって活動する消防機関であり、その機器の点検は重要なプロセスであるため画一的な運用が望ましい。	142	意見
消防局と消防団における機械器具の定義・区分の統一	市が使用する消防機械器具と消防団が使用する機械器具は、それぞれ別の規定により、種類別に区分されている。 局の消防隊員と消防団とは、消防隊員の指揮のもと組織的な消防活動が期待され、従前より訓練や情報共有が行われている	145	意見

	が、局と消防団とで消防機械器具の定義、区分が異なることで、機械器具に関する連携や指揮命令に支障をきたす可能性がある。このため、原則として機械器具の定義や区分は統一し、画一的な機械器具の運用を図る必要がある。		
消防署からの物品支給申請の承認の事後決裁	各署では、機械器具の整備や部品支給を要する場合、各種整備申請書を総務部長へ提出し、その承認後に発注・整備等が行われるが、一部事後決裁となっている申請書が発見された。 これら承認手続は物品購入の合理性を事前に確認し、不要な支出を防止するためのものである。このため、承認前の物品の納品は通常想定されていない。業務の都合上やむを得ない事情がある場合は、その経緯等記録し、承認プロセスが適切に運用される必要がある。	146	指摘
公有財産以外の資産の定期的な現物確認	備品については、取得時や異動時の決裁手続を通じて現物の確認がなされ、備品出納簿上に計上されるが、その後現物が逸失したとしても異動がある時まで発見されない。また、前述のとおり資産の所在の記載がないため、本当に現物がないのかどうかの網羅的な確認が困難な状況である。 また、近年インターネットを通じて個人が容易に物品を売却できる環境が整備されており、資産管理の水準が低いと職員が不当に物品を売却できる機会を与えることとなる。これらを未然に防止するためにも、定期的な資産の現物確認は有用であり、適切な管理体制を構築する必要がある。	147	指摘
消防団詰所の耐震診断	消防団の詰所は耐震診断を行う法的義務が無く、診断は行われていないが、詰所の中には新耐震基準となった昭和56年以前に建設されたものもある。 詰所は、団指揮本部が設置される重要拠点であり、詰所が有効に利用できない状況となれば、消防団の活動上支障をきたし、市の消防・防災水準を低下させる可能性がある。耐震診断を行う法的義務がないとのことであるが、消防団の詰所についても耐震診断の対象とし、耐震対応を図る必要がある。	149	意見
4. 消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見			
分割発注ととられかねない発注方法	各署において物品購入の必要が生じた場合、各署が個々に購入するのではなく、すべて各署課長から局宛てに「物品購入等依頼書」を提出し、局において定期・不定期にこれを取りまとめ、決裁の上購入し、購入物品が納入されている。 この依頼書において、特定者との随意契約が可能な10万円以下に意図的に分割して提出していると窺われるものが認められた。 このような事務手続は、局における適正な契約事務処理を妨げるものであって、「物品購入等依頼書」の作成及び提出につき改善すべきである。	154	指摘
仕様書の誤記（委託者と受託者の取違い）	平成30年に行った3年契約の局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務の調達に関し、一般競争入札を実施しているところ、その入札事務にあたり作成用意された「局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務仕様書」において、「委託者」とすべきところ「受託者」と記載した当事者を間違える明白な誤記が2箇所認められた。 今後の書類作成においては留意されるべきであり、他の件においても同様の誤記がないか確認の上、今後の契約事務手続を適正に行うべきである。	155	意見
指名業者選定にあたっての確認	市は、令和2年4月1日から1年間の局庁舎等びん缶ペットボトル収集運搬業務の委託契約の締結にあたり、随意契約（見	155	指摘

不足	<p>積合せ)の方法で契約をしている。</p> <p>その際、被指名業者選考基準については、「札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」で、びん・缶・ペットボトルの回収が可能な者が下記の2者のみであるため、全者を指名選考する」とし、2者に対し指名通知書を送付している。</p> <p>しかし、実際には、市ホームページ上にも掲載がされているとおり、当該選考基準に該当するのは2者ではなく4者であった。</p> <p>市は、本監査の前にすでに事実関係を確認し、令和3年度に関する入札においては一般競争入札で実施しているとの回答を得ているが、毎年、対象者の選定には留意すべきである。</p>		
市内全域を対象とした一括入札の検討	<p>空気ボンベの充填配送業務に関しては、市内の豊平川を境に東西にエリアを区分し、(その1)(その2)と調達手続を分け入札手続を行っている。</p> <p>カバーする面積や使用ボンベ数が同程度となること、また、一方で何か事故が起きたときにおいても、他方の業者に応援を求められることでリスク分散につながるという点を考慮しているとのことであるが、契約可能な業者が限られている場合における入札方法の策定にあたっては、エリアで区分し細分化するのではなく、市内全域を対象とした一括入札を検討することも必要である。その場合には、(その1)と(その2)の落札額のうち安価の方で契約できるために、より合理的な価格で調達できた可能性もある。</p>	157	意見
入札参加促進、入札方法の再考等の工夫による複数業者の参加	<p>市の消防事業において有する給油施設に関し、その給油の必要が生じる都度に、随意契約(公開見積合せ)の方法により、契約業者を決定している。その契約事務については、法令や事務取扱要領に基づきなされており相当である。</p> <p>もっとも、実際の複数の公開見積合せの結果を見ると、見積合せの業者が1社しかない場合から3社の競争となる場合まであり、それぞれ価格差もあり変動している。同一業者でも、原油価格の変動に伴い、契約時期によって価格が異なることは当然起こりうることではあるが、昨今のガソリン価格が高騰している中では、競争性の確保のためにも複数の参加となるよう、入札の参加促進、入札方法の再考等の更なる工夫がされるべきである。</p>	157	意見
法的根拠を欠く自治会費の支払い	<p>監査対象年度の令和2年5月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件所在地における自治会費を支払いしている。</p> <p>しかしながら、自治会費を賃借人である市が負担することについては、いずれの契約書にも記載がされておらず、かろうじて、平成22年に交わした確認書において、賃借人が負担する共益費として「札幌臨港工業団地自治会会費」が確認されているのみである。</p> <p>この確認書は市を当事者としておらず、「札幌市消防局総務部長」において取り交わされたものであるほか、その後改訂した契約書にも当該内容は反映されていない。</p> <p>改訂した契約書に当該内容を反映しなかったことは、この確認書の内容を改定したものと見ることもでき、その後自治会費の支払いを継続していることは、契約外費用の負担をしているものと言わざるを得ず、監査対象期間において発覚している令和2年5月の自治会費負担は法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。</p>	159	指摘

<p>法的根拠を欠く 草刈り代、諸経費の支払い</p>	<p>「草刈り代」については、監査対象年度の令和2年9月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件に関する共益費として支払いをしており、かつ、その支払いにあたっては、その費用の5%相当額を諸経費名目にて賃貸人に支払いをしている。</p> <p>この点、市からは、賃貸料以外の費用負担に関する「その他乙の責めに帰する造作、修繕の費用等」（平成26年改定賃貸借契約書第6条第1項（11））によるとか、平成22年確認書に記載の「その他これらにより難い事案が発生した場合は、双方で協議するものとする」（同第2項（3））の協議により定めた旨の回答がされた。</p> <p>しかしいずれも上記支払いを正当化するに足りるものではなく、諸経費を含む草刈り代の支払いは、契約外かつ法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。</p> <p>それゆえ、当該支払いにあたって、賃貸人に諸経費5%相当を支払うことについても法的根拠を欠くものであり、この点に関する賃貸人との間の合意を文書をもって取り付けるべきである。</p> <p>以上の点は、航空機燃料貯蔵給油設備に係る保守点検及び修理費用の賃貸人への支払いにあたり、その費用の5%相当額を諸経費名目で支払いしていることについても同様であり、その支出根拠は認められない。</p> <p>契約外の合意事項については、口頭ではなく、やはり別途文書の取り交わしを要すべきである。</p>	<p>159</p>	<p>指摘</p>
<p>諸経費負担の合理的根拠の記録・保存</p>	<p>上記ウに述べた「草刈り代」に関しては、賃貸人からの請求に基づき、賃貸人が委託した業者の業務費及び当該業務費の5%相当額の諸経費を支払う内容となっている。</p> <p>この点、その合規性をさておくとしても、市の説明によれば、当該価格の妥当性について別の業者の見積額を調査することは行っており、その調査結果によると、諸経費5%を負担してでも賃貸人を介して「柵石狩環境メンテナンスセンター」に委託する方がかなり安価であったため、経済合理性に鑑み賃貸人を介した処理とする判断をしたとのことであった。しかし、その調査結果についての資料は残していなかった。</p> <p>諸経費負担の合理的根拠を示すためにも、直接契約の方法によった場合における見積書を取り寄せ、それを記録化しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>160</p>	<p>意見</p>
<p>市の都合により履行できなかった役務契約の対処方法の確認</p>	<p>各出張所の清掃業務に関する契約は、対象エリアごとに複数に分けられているところ、その一部の清掃業務委託契約において、出張所1箇所の清掃業務を契約期間満了までに履行することができず、その不履行となった部分につき契約内容から除外する契約額の変更の手続を行っていることが認められた。</p> <p>この点、上記契約額の変更（減額）が生じた理由に関する局の説明は、契約業者が月毎に作成している予定表に関する局側の確認作業が遅延し、また出張所側の業務の都合等によって日程を確保できなかったという事情が重なり、契約内容に沿った清掃業務を行うことができなかったためであるとのことである。</p> <p>契約後の履行の確保は、契約業者のみならず局側においても留意すべきことであり、契約業者の履行の拒絶をもたらすことは本末転倒であると言わざるを得ず、契約事務に対する信用問題を生じかねない問題である。</p> <p>この点、市からは、令和3年度の契約については、予定表の確認に関し、契約業者から契約当初に概ね全期間の計画表を提出させて確認作業をするなど、履行の確保を徹底したいとの説明がされているが、同様のことが起きた場合においても契約の履行確保のための対処方法についても確認しておくべきである。</p>	<p>161</p>	<p>指摘</p>

<p>受託者から提出のあった書類の局内での確認の遅延</p>	<p>一部の業務委託契約につき、入札による受託者決定後、契約期間開始前の指定された期日までに、受託者に対し書類提出を求める事例において、受託者より期日前に書類が提出されているが、局内における決裁権者による決裁処理が契約期間開始後となっていることが認められた。</p> <p>このような事務手続は、万が一提出書類に不備があり、それが契約上問題を生じさせるような場合においては、すでに契約期間が開始してしまった後になる以上、後戻りができなくなる可能性は否定できない。</p> <p>さらに、契約を破棄するにしても種々の事務手続負担が生じることが明らかである。それゆえ時間的余裕をもって、受託者からの提出書類の確認、決裁ができるような運用を励行されるべきである。</p>	<p>162</p>	<p>意見</p>
<p>直接雇用関係の確認方法</p>	<p>局庁舎電気空調設備等保守管理業務の調達において、その仕様書上、同業務を行う業務従事者は、受託者と直接雇用関係になければならないとされていたところ、受託者の提出書類によると直接雇用関係の確認を得られないものであったことから、過去の市の定期監査において、改善についての指摘を受けていた。</p> <p>これに対するその後の局の措置は、速やかに労働契約の改善依頼を行い、受託者から「現業社員雇用契約書(兼労働条件通知書)」の提出を受け、同契約書の確認をもって、直接雇用関係を確認したとされている。</p> <p>しかし、実際に提出されたのは一般的な雇用契約書の類であり、この程度の文書は労使間において容易に作成できるものであり、一度、仕様書に沿わない対応をとられているという現実からは、より慎重に、直接雇用関係の裏付けとなるような健康保険証の開示を求めるべきであった。</p> <p>上記意見を踏まえた局において、監査期間中、受託業者に対し、任意に書類上不備のあった業務従事者の健康保険証の提出を依頼したところ、速やかに任意の提出を受け、直接雇用関係にあったことの確認が取れている。</p> <p>結果として問題ないことが明らかとなったが、入札制度の公正確保、信頼確保のためには、できる限りの対応をする必要があるものと考えます。</p>	<p>162</p>	<p>意見</p>
<p>5. 市消防局総務部に係る監査の結果及び意見</p>			
<p>アスベスト除去作業に係る費用の概算額の見積り</p>	<p>アスベスト除去の有無によって、工事費予算が変わってくることになるが、あくまで庁舎の定性分析は改修等が具体化する設計段階で行うこととしている。また、除去費用の見積りについても、改修等が具体化する段階で行うことが精度も高く効率的なため通常は設計段階で行われる。</p> <p>このため、現時点では、改修時期にない各物件についてはアスベスト除去費用がどの程度かかるのか、積算していない状況になっている。上述のとおり、アスベスト除去作業には相応の費用がかかるため、長期的な予算立案の観点から、現時点においても全体でどの程度の金額がかかるのか概算額の見積りをするべきである。</p>	<p>163</p>	<p>意見</p>
<p>個人的な金銭である親睦会通帳の局金庫での管理</p>	<p>親睦会の預金は個人的な金銭と言わざるを得ず、本来は公金の保管場所である局金庫で管理すべきものではないが、実務上止むを得ず局金庫で管理しているということを理解するべきである。</p> <p>また、職員による親睦会の会計事務については、口座による管理、通帳・届出印等の複数担当者による保管、複数人による定期的確認等の取扱いを徹底するべきである。</p>	<p>165</p>	<p>意見</p>

つり銭に関する有高確認書類の作成、保管	局総務部扱いのつり銭については金銭出納帳等帳簿を記帳していない。定期的に20,000円残高の有高確認書類を作成し保管管理すべきである。	165	指摘
救急隊の時間外勤務縮減に向けた業務の平準化、救急車の適正利用、救急隊の増隊、ジョブローテーション等	<p>救急活動を持続可能なかたちで維持するには、各署における救急隊の時間外勤務の時間数の偏りをなくすことも一つの方法と考えられる。消防局・消防署間での業務書類・情報の共有、時間帯に応じた消防署間での救急隊の移動等の対応をとりながら、救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。</p> <p>救急隊の時間外勤務の長さを解決するためには、救急車の適正利用の促進、救急隊の増隊なども考えられる。</p> <p>救急車の適正利用の促進は、局からの継続的な情報発信など時間をかけた啓発が必要である。また、救急隊の増隊は救急車の増車と職員の配置が必要になる。</p> <p>現行の人員配置のもとで救急隊の時間外勤務の偏りを解消する方法としては、ジョブローテーションも考えられる。</p> <p>市では、救急救命士の資格を持った隊員が多数おり、水槽隊職員が予備の救急車で出場できる体制を取っている。救急活動、警防・救助活動ともに求められる業務が多様化し、内容も高度化・専門化しているとのことであるが、ジョブローテーションにより一時的に救急活動に従事できる警防・救助の職員が増えれば、救急隊間における時間外勤務の偏りの解消に貢献することが期待される。</p>	167	意見
6. 市消防局警防部に係る監査の結果及び意見			
消防局における「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」の広報	<p>市保健福祉局が行う「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」は、ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に24時間体制で対応するほか、受信センターからも定期的（月1回程度）に電話による声掛け（お元気コール）をしている。また、急病などの緊急時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが救急車の要請等を行う。さらに、火災の時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが消防車の要請をすることとなる。</p> <p>高齢者や障がい者が自宅からボタン一つで健康等の相談や緊急通報ができる「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」については、保健福祉局だけではなく局においても広報することを検討すべきである。</p>	171	意見
新型コロナへの対応による特別なストレス対策の検討	<p>令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染患者が市内でも多数あったことから、救急隊員の勤務が長時間にわたることがあり、勤務によるストレスで対応が必要となった事案が存在した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、今後も変異株などの影響により感染拡大が懸念され、予断を許さない状況であり、感染への懸念、万一感染した場合に長期間隔離となる可能性、回復後も一定の割合で勤務に支障をきたす程度の後遺症が残存する可能性など、対策を要する様々な問題があり、新型コロナウイルス感染症の完全な収束までの間、これまでのストレス対策とは異なる、新型コロナウイルス感染症に暴露される危険のある救急隊員等への特別な対策が必要であると考えられる。</p>	172	意見
消火栓の撤去等の判断は、消防活動上の必要性を十分検討し、不当な土地利用	消火栓は防火、防災上必要不可欠な設備であり、水利が充足していても消火活動に支障をきたす可能性がある場合には撤去は認めない、との考えも理解ができる一方、消火栓の存在は土地利用の制限となっている側面もあり、土地利用の不当な制限とならないように配慮する必要がある。	174	意見

の制限とならない配慮が必要	そこで、消火栓の移動、撤去の要望に関しては、付近の土地の形状などを十分に勘案し、水利の必要性、効果的な消防活動上必要な配置がどのようなものかを十分検討して、不当な土地利用の制限とならないよう配慮する必要がある。		
撤去希望のある防火水槽の整理・縮小の検討	最近では火災に対する水利使用状況は圧倒的に消火栓によるものであり、防火水槽の使用割合は全体の1%に満たない。 これをもって防火水槽がもはや不要ということとはできないが、防火水槽の維持や点検には少なからず人員と費用が必要であり、私有地に設置されている防火水槽のうち、撤去の希望がある場合には必要に応じて防火水槽の整理・縮小も検討すべきと考える。	175	意見
救命救急センター指導医の賃金負担の再考	救急救命士は、医師の指示により救急救命処置を実施する必要があり、現場からいつでも医師に指示、指導、助言を要請できるよう、市立札幌病院において、365日24時間体制で救急救命士へ指示を与える医師(指導医)を確保している。 指導医は、局の救急救命士に対する指示、指導、助言のために待機している時間に、通常院内業務を常時行っており、専属的に消防のための活動を行っているとは言えない。また、助言の件数は不明であるものの、指示の件数からすれば指示要請件数は1日当たり5件程度であり、指示担当の医師が局の指示、指導、助言のために勤務時間の相当部分を当てているとは言えないと考えられる。 したがって、指導医体制を維持するための医師の賃金をすべて局が負担することは適切とは言えないと考える。 指導医体制を維持するために市立札幌病院救命救急センターの協力を得ることは不可欠であるが、医師の賃金負担については、再考する必要があると考える。	178	意見
7. 市消防局予防部に係る監査の結果及び意見			
長期間違反が改善されない事例の局予防部と各署の情報共有	査察及び改善勧告は、基本的に各所轄消防署が行っているところだが、長期間(概ね6か月以上)違反が改善されない事例等については、局の予防部と各担当消防署が情報共有を行って違反状況や是正に向けた指導方法について協議を行い、適切な査察、指導を行うよう検討すべきである。	181	意見
適時の警告書の発送	消防署における、法令に違反する物件等の所有者への警告書の作成及び発送事務に関し、警告書の作成日と発送日に数日の乖離がある事例が確認された。 警告書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならない。上記事務手続きは、このルールに反するものと認められる。 この点、市からは、物件の管理会社からの要望で、所有者(=権原者等：法令違反の予防若しくは是正又は火災危険等の予防若しくは排除について権原を有する者及び火災の予防に危険であると認められる行為を行う者(札幌市消防局査察規程第2条第2項(7))への経緯説明を行うまで、発送を待つて欲しいとの依頼があったためとの説明がなされた。 しかし、警告書の発送に至る過程においては、行政指導たる是正指導を繰り返し行ってきた経緯があるのであって、それにも従わずにいる権原者等への警告書の速やかな発送事務を、管理会社の要望をもって留保すること自体、何ら合理性は認められない。 迅速かつ適正な警告を行うため、被警告者の都合に意を払うことなく、警告をすべき時期に速やかに決裁をとり、直ちに警告書を発する事務手続きを励行するべきである。	183	指摘

<p>適時の命令書の 発送</p>	<p>消防署における、法令に違反する物件等の所有者への命令書の作成及び発送事務に関し、命令書の作成日と発送日に数日の乖離がある事例が確認された。</p> <p>命令書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならない、上記事務手続きは、このルールに反するものと認められる。</p> <p>前項と同様、迅速かつ適正な命令書の発送のため、決裁日における発送を励行されるべきである。</p>	<p>184</p>	<p>指摘</p>
<p>査察簿廃棄の運用の検討</p>	<p>査察簿は、査察調査を行った対象物ごとに作成し、経過等を管理している。立入検査時における行政指導や行政処分は、対象物ごとに判断することを基本としており、その後の上位措置である査察対応においても、対象物ごとの判断がなされている。それゆえ、当該対象物が解体された場合には、査察簿は、札幌市消防局査察事務処理要綱第 13 条第 1 項に沿って廃棄する運用となっている。</p> <p>しかし、多くの対象物は所有者や責任者が指導等に従わず、違法状態を改善しないという人的要因が介在しているはずである。</p> <p>対象物の所有者が他の物件でも違反行為あるいは指導を受けているか、過去に違反履歴が無いか、その違反内容の程度についても考慮し、最終的に査察簿を廃棄するかを判断されるべきである。</p>	<p>184</p>	<p>意見</p>
<p>8. 市消防署に係る監査の結果及び意見</p>			
<p>他団体の通帳の 管理の徹底</p>	<p>消防団名義及び防火委員会名義の預金通帳が消防署の金庫内で管理されている。消防団及び防火委員会は消防署（局）とは独立した団体であり、不正防止の観点から本来は預金通帳を消防署内の金庫で預かることは最善なものではない。</p> <p>しかし、上記団体が全員非常勤であることなどから実務上止むを得ない部分もあるため、公費に準じた適正な処理を行うとともに、組織的な管理体制を確立し、会計は預貯金口座により管理し、現金による管理は一切行わない、通帳及び届出印等にかかる保管・管理は複数の担当者により行うなどを徹底する必要があると思われる。</p>	<p>186</p>	<p>意見</p>
<p>機関日誌の使用 用途の明確化</p>	<p>機関日誌は出動の度に年月日、時間、出動目的、目的地などが記載されている。ただし、出動目的のうち、救助、消火出動以外に「その他」との記載が散見される。この「その他」の記載について、どのような目的の出動であるのかが不透明であることから、「その他」の記載をする場合には、備考欄等に目的を記載すべきである。</p> <p>また、水槽車、救助車、屈折車については消防機械器具使用集計表が作成され、機関日誌に添付されているが、これは車両に搭載されている消防機械器具の燃料の消費量が記載されている。この点、屈折車については使用燃料の用途が記載された別紙が添付されているが、それ以外の水槽車、救助車については別紙が記載されていない。集計表では、用途として「その他」として毎月ほぼ同じ量の燃料を消費しているが、この記載のみでは用途が不明であることから、屈折車と同じように用途を記載した別紙をつけるなどして、用途を明確化すべきである。</p> <p>使用用途をより明確化することが、機関日誌及び消防機械器具使用集計表の目的に合致することから、「その他」の記載の場合には備考欄や別紙を活用して使用目的を明示するようにすべきである。</p>	<p>187</p>	<p>意見</p>

<p>同一資機材を管理する2つの簿冊の在庫数不一致及び受払簿の適切な運用</p>	<p>山岳救助消耗品受払簿は、南消防署で管理している山岳救助消耗品の在庫数を記載した簿冊であるが、これとは別に消防自動車台帳・水槽車中に「山岳資機材一覧表<消耗品>」が存在し、水槽車に積載している山岳救助消耗品の在庫数を記載しているとのことである。</p> <p>前者の「山岳救助消耗品受払簿」の在庫数と、後者の「山岳資機材一覧表<消耗品>」の合計の在庫数が一致していないものがあった。</p> <p>受払簿として実態に即した運用がなされていない可能性があるため、「山岳救助消耗品受払簿」に当年中の受払を正確に記載するなど、適切な運用をするようにすべきである。</p>	<p>188</p>	<p>意見</p>
<p>現金出納簿の都度記帳</p>	<p>消防手数料の領収に係る事務処理としては、金融機関の翌営業日に預金する場合には、領収した日にその金額及び日付を現金出納帳に入金記帳し、さらに、金融機関へ預入する日にこれを出金記帳しなければならない。</p> <p>この点、西消防署における監査よれば、往査日が月の中旬であったにも関わらず、月初から往査日までの現金の入出金に関する記載がされていなかった。</p> <p>現金の取り扱い事務処理としては、一定期間まとめて記帳するのではなく、現金の領収の都度記帳すべきである。</p>	<p>189</p>	<p>指摘</p>
<p>共同利用が予定されている執務室の適正な財産管理、情報管理</p>	<p>昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消防署においても三密を避けた職場環境の確保のための様々な対策を図り、工夫されている状況が確認された。</p> <p>その対策の1つとして、南消防署においては、消防団用の会議室に職員のワークデスクを5台程度と簿冊を保管するキャビネット（施錠可能）等を配置し、職務を行える体制をとり通常業務を行う方法を採用していた。同会議室で消防団本部の会議がある際には、職員のワークデスク上を整理整頓し、キャビネットは施錠するなどの対応を図り、会議室の共同利用をしているとのことであった。</p> <p>そのような利用形態自体は、特に庁舎の施設利用ないし管理要綱に違反したのではなく、その意図や目的は十分に理解できるところ、一方で、適正な財産管理や情報管理上の要請を考慮する必要がある。</p> <p>すなわち、ワークデスクの整理整頓といっても何らかの情報が流出する可能性は否定しきれないほか、パソコン等まで片付けるわけではなく、設備や備品の盗難等のリスクもないとはいえない。他との共同利用が予定されていない会議室を専属的な執務場所とする場合と、消防団の会議室としての利用が想定される場所を執務場所として利用する場合とでは、考慮すべき事情は同一には考えることはできないというべきである。</p>	<p>190</p>	<p>意見</p>
<p>9. 消防団に係る監査の結果及び意見</p>			
<p>消防団に必要な消耗品の共同購入</p>	<p>消防団の活動に必要な消耗品等は、市の消防団10団それぞれが購入しており、令和2年度では入団者編上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなど多くの消防団共通の消耗品等について、各消防団が独自に購入している。</p> <p>消防団経費（活動交付金）は各消防団の地域実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するという性質であるため、全体でまとめて購入するということはないとのことだが、例えば、入団者編上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなどほぼ共通して購入されるものも多く見られる。</p> <p>そうであれば、まとめて購入した方が安く購入できる可能性もあり、年間計画の中で共通のものがあれば市の消防団協議会を通じてまとめて購入することも検討する余地があると思われる。</p>	<p>191</p>	<p>意見</p>

	る。これにより、他の活動費用に充てられる、あるいは活動交付金が余るといことも考えられると思われる。		
消防団活動交付金の交付基準の検討及び余剰の返還	<p>消防団活動交付金の配分方法は「札幌市 10 消防団連合協議会 交付金交付要綱」により規定され、その一部は団員の定数を基準として配分されている。団員の定数は札幌市消防団条例に規定されている。</p> <p>充足率が 90%前後であれば、定数により配分がされたとしても特に問題がないと思われる。しかし、充足率が 70%前後であっても定数による配分を行うというのは実態とは大きく乖離している。また、消防団員の定数については、状況に変化がないということで長期に亘り変更されていない。</p> <p>市からの回答によると、実員数が少ない消防団では、消防団員の確保対策として募集広告費を支出し、各消防団の実情に応じた有効活用がなされており、実員数で交付した場合は、こうした活動も行えない可能性があるため、現行の算定で問題ないと考えているとのことである。</p> <p>現団員の活動費を十分拠出し、そのうえで募集広告費を捻出しているのであれば、本来は、現団員に使用されていない金額が多額で余分な活動費であると思われる。なお、札幌市 10 消防団連合協議会の会計取扱基準のその他留意事項等に金額の制約はないのであるが、本来は協議会に返還されるべきではないかと思われる。</p>	192	意見
出動回数の少ない消防団員への休団制度の検討及び消防局が主体となったコミュニケーション機会の創出	<p>消防団員の成り手が不足している中ではあるが、年間の活動実績のない団員（階級は全て団員と仮定する）に支払われた年額報酬は概算で令和元年度 2,130 千円、令和 2 年度 5,290 千円である。これら報酬は公金であり、活動実績がない団員は、本人の継続の意思等を確認しながらも、複数年活動のない団員については最終的には退団を促す必要があると思われる。また、市では休団制度がないが、仕事が忙しいので活動できないなどの事情があるのであれば、一旦休団してもらい、活動できる時点で復帰してもらうことも検討の余地があるのではないかと思われる。</p> <p>団長を通じた出動の働きかけを行うだけでなく、局が主体となって少なくとも出動回数の少ない団員との間で出動の働きかけを行い、消防団の環境・雰囲気等を汲み取るようなコミュニケーションの機会を積極的につくるべきである。</p>	198	意見
10. 公益財団法人札幌市防災協会について			
財団の収益改善及び退職給付引当金の積み増し	<p>中期運営計画に従い、人員の削減等によるコスト削減によりコロナ禍を乗り越え、収益改善して、融資を受けることが出来る状態にすることが必要である。</p> <p>資金繰りが厳しい状況であり、市が資金的援助をすべきではないかとも思料するが、協会が主体的に事業や財政面を含めた経営全般を考えていく立場であり、出資も引き下げてきた経緯があるため、市の直接的な援助はできない状況である。</p> <p>また、貸借対照表上、令和 3 年 3 月 31 日現在退職給付引当金が 16,148 千円であるにもかかわらず、対応資産である退職給付特定資産は 13,620 千円と不一致になっている。将来負担すべき退職給付引当金を特定資産として積み立てる趣旨からすると、每期退職給付引当金残高に合せて積み立てるのが望ましい。</p>	199	意見